

「取替え」の解釈・運用について

1 現状

一般高圧ガス保安規則第 15 条第 1 項「第 1 種製造者に係る軽微な変更の工事等」、コンビナート等保安規則第 14 条第 1 項「特定製造者に係る軽微な変更の工事等」等において「取替え」に係る工事が規定されており、県では「取替え」について、原則として次のとおり解釈・運用している。

【解釈】 同一のもの（材質、強度、構造、型式、形状・寸法等に変更がないもの）に交換する行為

【運用】 認定品等※、特定設備検査合格品については、同等以上の材質への交換を含める ※認定品等：大臣認定試験者の試験合格品、KHK の高圧ガス設備試験合格品

2 課題

一方で、これまで「取替え」の解釈・運用については、平成 26 年 3 月 25 日付け工保第 79613 号による KHK の委託検査受検品の取扱いに係る通知※以外に明文化したものはなく、県工業保安課内でも「取替え」に係る取扱いが統一されていない。

※軽微な変更工事における高圧ガス保安協会の委託検査受検品の取扱いについて（通知）

3 対応（案）

各行政機関の取扱い状況を確認した上で、改めて解釈・運用を整理する。

具体的には、高圧ガス分科会において検討を行い、県の統一的な解釈・運用を具体的な事例とともに整理し、政令市に対しては、県の解釈・運用を参考として共有する。

（スケジュール）

第 1 回分科会(7/18) 趣旨説明、事例集約・各所属での取扱いの状況の確認依頼

第 2 回分科会(9/12) 条項ごとの「取替え」の整理・調整

第 3 回分科会(12/13) 整理・調整状況の報告

第 4 回分科会(2/14) 解釈・運用（案）の提示

その後、事業者へ周知を行い、2020 年 4 月 1 日運用開始予定。

以上